

# イベント出店規約

## 第1条 規約の履行

本イベントにおいて展示販売等を行う企業・団体（以下、出店者という。）は、以下に記載する各規程を遵守しなくてはなりません。違反した場合、もしくは第三者への迷惑行為や公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出店の差し止め並びにブース、商品、装飾品の撤去、変更を、それぞれ行うことができるものとします。その際に何らかの損害が発生した場合にも、出店者が責任を負うこととなります。

## 第2条 出店資格

1. 出店者は、主催者の定める本イベントの趣旨に沿う商品、サービスを提供する企業や団体、個人事業主、その他の事業体に限定されます。主催者は商品、サービス等が本イベント趣旨に合致するか否か出店者と相談の上、決定します。
2. 出店者並びに出店者が保持する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結している全ての者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に規定する団体から資金提供を受けたり経営に関与していないこととします。そのような事実が発覚した場合は、出店は取り消しとし、以降、代表者並びに共同出店者ともに本イベントへはご出店頂けなくなります。

## 第3条 出店費用について

出店料については、各該当金額を当日スタッフが集金いたしますので、現金にてお支払いください。

## 第4条 出店スペース位置・プログラムの決定

1. 出店スペースは主催者側の定める位置、形状に基づき、所定の手続きに従い決定します。出店者はその決定に沿って販売を行ってください。
2. 出店者は主催者の許可なく、契約ブースの全部または一部を他社へ譲渡、貸与等を（譲渡料、貸与料等の有無を問わず）行うことはできません。
3. 出店場所により不利益の申し立てはご遠慮ください。主催者が出店場所による不利益の賠償を出店者に行うことはありません。
4. 音楽や映像による販売促進の演出は可能ですが、他のブースの迷惑にならない範囲でお願いします。他のブースから苦情が発生した場合、改善を求める場合があります。

## 第5条 出店契約の成立

出店者が出店申込書を提出し、主催者より書類確認の連絡が入った段階を正式な出店契約の成立とします。

## 第6条 契約の解除

契約成立後の解約は、開催日の4日前までにお申し出ください。

## 第7条 書類の提出

出店者は、主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、手続き上、出店できなくなることもあります。

## 第8条 催行の中止

主催者は、天変地異や自然災害（地震、洪水、豪雨など）、暴動、事件など、やむを得ない理由で開催が困難と判断した場合、イベントの全てまたは一部を中止することがあります。その際（中止せざるを得ないと判断した場合も含む）は、主催者は出店者が出店のために準備した商品や備品等の費用の賠償を免れるものとします。

## 第9条 損害賠償責任

出店者及びその関係者（従業員など）が会場を使用する中で、人身及び所有物に対する傷害や損害等を発生させた場合、主催者側は責任を負いかねますので、十分にお気を付けください。

## 第10条 感染対策について

コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症（以下、「感染症」という。）につきましては下記事項の厳守をお願いします。

1. 出店者及びその関係者（従業員など）が感染症を発症された又はそのおそれがある場合、運営側へ速やかにご連絡願います。
2. 出店者及びその関係者（従業員など）、及び来場者が発症された又はそのおそれがある場合、その方の来場はご遠慮いただきます。また、他の出店者及びその関係者（従業員など）や来場者の健康等の安全を確保する必要があると運営が判断した場合は、イベントの全て又は一部を中止することがあります。
3. 出店者及びその関係者（従業員など）が自身の体調不良を感じているにも関わらず、当日来場し感染症が拡大した要因となり本イベントへ損害を与えるなどに至った場合、それに伴い発生した損害賠償を請求することがあります。請求する損害賠償額は実際に当社が被った損害額とします。

## 第11条 販売について

1. 出店者は、装飾方法や公告方法に関して、主催者の定めた範囲内で行ってください。装飾の為に必要な什器は、出店者自らが手配するものとします。また、テント等が風に飛ばされることのないよう措置を必ず講じてください。その際のおもり等も各自ご用意をお願いします。
2. 350cm×350cmを1ブースの範囲とし、厳守をお願いします。
3. お客様との重大なトラブルが発生した場合、公序良俗に反する行為が行われた場合、虚偽の宣伝や告知が認められた場合、イベント途中であっても出店を取りやめていただく場合があります。尚、主催者側が改善を求めた場合、出店者は可能な限り対応してください。
4. 販売中の店舗における在庫、貴重品、売上現金などの警備は、出店者が責任をもって行ってください。盗難などについて、主催者側で責任を負うことはできません。会場の共有スペースにおける警備責任は主催者側が負うものとします。

## 第12条 個人情報の取り扱い

出店者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法且つ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表と通知をし、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出店者が責任をもって管理、運用をしてください。万一、来場者に損害が生じた場合、主催者は責任を負うことはできません。

### 第13条 ゴミについて

当日発生したゴミは、必ず出店者が責任をもって持ち帰ってください。尚、来場者が出したゴミについては主催者も処理しますが、来年以降も本イベントを継続して行えるよう処理にご協力お願いします。

### 第14条 駐車場について

出店者用の駐車スペースについては、後日お知らせしますので、指定の場所をご利用いただきますようお願いいたします。

### 第15条 規約の変更について

主催者が本規約を変更した場合は、メールにて必ずすべての出店者に通知するものとします。

### 第16条 その他

出店場所については主催者側で決定するものとし、個別のご要望を反映することは致しません。

1. 天変地異、自然災害（地震、洪水、豪雨、津波など）、暴動、事件など、やむを得ない理由で開催が困難となった場合、イベントの全て又は一部を中止することがあります。その場合、準備にかかった費用を補償することはできません
2. 本規約に記載されていない協議事項が発生した場合には、主催者と出店者がお互い真摯に話し合い、合意に向けて努力するものとします。また出店に際して必要な書類、情報がある場合、出店者は主催者に対してその開示、請求ができるものとし、主催者はできる限りその要求に応えるものとします。